

## 災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、桶川市又は安中市(以下「都市」という。)において、災害が発生し、被災した都市(以下「被災都市」という。)だけでは十分な応急処置が実施できない場合に、一方の都市(以下「応援都市」という。)が、被災都市の要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な職員その他の人員(以下「職員等」という。)の派遣並びに車両等の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) ボランティアのあっせん
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 被災都市は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる職員等の役割並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号から第5号までに掲げるものの品名、数量等
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援の場所及び経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第5条 災害が発生し、被災都市との連絡が取れない場合で、応援都市が必要と認めるときは、自主的に出動できるものとする。

2 自主的に出動した応援都市は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災都市に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、被災都市の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援都市の負担とする。

2 被災都市が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合、又は被災都市から要請があった場合、応援都市は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、被災都市の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、両都市間で協議をすることができるものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員等が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援都市が責任をもって行うものとする。

2 応援活動に従事した職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復の途上において生じたものを除き、被災都市が、その賠償の責めを負うものとする。

(応援のため派遣された職員等の指導)

第8条 応援のため派遣された職員等は、被災都市の長の指導下に活動するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年4月28日

埼玉県桶川市長

印

群馬県安中市長

印